

Bridlington Relay LTD. v. Yorkshire Electricity Board (1964) [Chancery Division]

——高圧線によるテレビ電波受像妨害がニユーサンスとなるか——

河野弘矩

一九六二年テレビ及びラジオ放送の受送業務に従事している原告が、その業務に使用するため、自己所有地上に、電波の中継塔を建てた。一九六二年十二月より送受信を開始した。一九六三年十一月、本件被告たる当地の電力局は、その地域に於ける電力補充を計画し、高圧線を引くための鉄塔を建設し始めた。そのうち、二本の鉄塔は前記原告の中継塔から、二五〇フィート以内に建設せられた。

中継塔によるテレビ、ラジオの電波受信を妨害すると推定せられる高圧線の設置を停止させるため差止命令を原告は請求した事件である。(以下 [1965] 2 W. L. R. Part 2, pp. 399-399 以下参照)
(事実の概要) 以下の事実は Buckley 判事の判決から引用したものである。

原告 Bridlington Relay Ltd. は Yorkshire, East Riding の Bridlington の居住者達に放送電波を中継する機

構を提供する事業に従事していた。一九六二年にいたるまではラジオの中継業務のみが行われていたのであるが、一九六二年三月一日に原告は Pinfold Lane 市の北側に位置する原告所有の土地の一面に高さ一六四フィートで、その基部に小さな平屋のレンガ造りの建物を備えたアンテナ塔の建設計画許可を Bridlington corporation から取得した。一九六二年一月中旬、問題の同建物及び中継塔は完成し使用開始された。アンテナが塔の頂上に据えつけられ、原告は B. B. C. 及び Independent Television Authority のテレビ放送番組をも中継しうる様になった。B. B. C. テレビの最寄りの発信所は Holme Moss にある。しかし Bridlington はその発信所からの送信が比較的良く受信されるところとされている地域から北東に約一〇マイル以上も離れたところにある。実際、送信された映像がある程度フェー

ディグを予想されている前記地域をとりまくベルト地帯の外輪に位置している。

Independent Television Authority の最も Bridlington に近い送信所は Emley Moor である。B. B. C. 同様、発信電波を満足すべき状態で受信できる地域から東方にはずれて位置している。Bridlington は I. T. A. が Emley Moor 送信の the fringe area と見做されている地域からはずれていた。Bridlington では自己のアンテナを使用する一般家庭の視聴者が利用できる標準受信機は結局のところあまり役に立たない。

このことから Bridlington は原告中継業にとり魅力的なマーケットであった。アンテナ塔の高さ及び使用されたアンテナは方向指示性 (directional character) に因り、原告は一般家庭の屋根に据え付けられた家庭用アンテナに比較しはるかに強力な電波を受信することが可能であった。証拠によれば、前者の電波の強さは、後者の電波の強さに比較し一〇〇倍近くも強力であることが証明された。このことは、単に従来の普通の家庭用アンテナの使用者が経験しているフェーディング現象を除去し、又は、除去せんとする働きを示したのみならず、原告のアンテナが受ける不十分な電波が一層効果的に、より大きな電波妨害と競い、

不十分な弱い電波によってテレビの映像が受ける妨害を最少限度に食止める事を可能とした。

原告は、妨害、フェーディング現象または仮像等の無い、放送局におけると全く同一性能の映像を提供すると宣伝した。本訴訟で問題となつてゐる事態が惹起するまでは、原告のアンテナによる映像は性能が優秀で、修理可能なアンテナ自体または、利用者の受信機の欠陥によらない電波妨害というものは全く例外的であった。これ等の映像は、通常送信元 (transmitting station) から、一、三マイルの範囲内にある受信機で得ることができるような良質なものであった。

原告は、このアンテナから中継をうけている四五人の有料客を有していた。さらにこの中継を受けることの可能な家で未だ未契約が約八〇〇戸、又、屋内工事は終わっていないが必要な回線が無く未だにアンテナに接続を行っていない家が八二五戸あった。

原告のアンテナ塔の位置は、受信局所在地としての利点と電波妨害を起すようなものが近隣に存在しないこと等の立地条件を考慮に入れ選定せられていた。一九六一年から一九六三年の間に本件被告である the Yorkshire Electricity Board. は Bridlington 及びその近隣に対する電力の供給を補充するために努力していた。この地域は二ヶの

変圧器を保有している Bridlington の Brett 街支所 (sub-station) から電力の供給を受けていた。この地域の電力消費は可成り大きく、冬期の如き最盛期においては二台の変圧器の同時に運転するフル操業を必要とした。其の後、需

要は増大の一途をたどり、万が一、最盛期である冬期に変圧器の一台でも故障したときには、一部の地域の住民達は、其の間、電気なしで生活することになりかねない有様であった。Brett 街からの送電を停止された地域を他の地域からの送電にきりかえることも可能であるが、しかし、この場合はきり替えられた消費者達は通常よりもはるかに低い電圧を受けざるを得ないこととなる。変圧器の故障という危険性は全く避けえないものであるし、又、その時期も予測しえない。更に、維持点検のため、時には一基ずつ変圧器を使用し停止しなければならなくなる。この結果 Bridlington 地区への電力供給は補充すべきことが切望されていた。被告はこの点を実現する最良の方法として市街地の北に第二の変圧所支所を建設することに決めた。

一九六一年に被告はこの新しい、支所のために適当と思われる用地を見つけ、獲得した。The Bridlington corporation から要求されている計画の許可を得ていた。結局、計画の許可は Moreton Gate の用地の関係で一九六三

年一月二八日に入手した。それは町の北側にあり、将来住宅地として発展が予想される地域であり、約五〇〇フィート離れた地下に設定せられるはずであった。

建設計画が許可になる以前に被告は新しい支所に送電する高圧線が何処を通るかすでに考慮中であった。その意図はその当時の計画では (そのまま継続したのであるが) 西にあたる Driffield から Bridlington に接近して送電している現行の六六 kV 線から同様に電力を取り入れようとするものであった。現行線から新しい高圧線に分岐する点は市街地の西約半マイル市外地であることを要し、その通りとなった。被告は当初の最終決定よりは市街地の北寄りルートを corporation に提出した。corporation は反対提案を行い、さらに北側により約二倍の長さにして迂回路で郊外に到るルートを主張した。一九六三年一月二九日協議会が被告、Bridlington corporation 及び市議会 (the county council) の代表者が随伴され開かれた。一つのルートが暫定的な決定を見、調査図に記入された。このルートは、原告の塔に非常に近く通過するものであった。それは後日、被告により測量せられた。そして、多少ルートの修正を見たが、結果的には採用せられた。高圧線は結局、最短の所で塔の北一六九フィートの点を通過することとな

った。Corporation は風景美を理由にそれ以上北に移動せぬ様希望した。

一九六三年六月一九日、被告は Corporation との間で最終的に協約を見たルートで六六フットの空中高圧線建設の意向を the General Post Office (郵政局) に通告した。

一九六三年七月九日、郵政局長は郵便局 (the post office) 及び Flamborough の Coastguard radio station から五マイル以内に建設される場合には、ラジオ局に対する妨害が最少限度に止められる様に施設を建設するという条件附でこの申出を承認した。一九六三年九月二日に、被告は the Minister of Power にこの電線の建設承認を申請した。

一九六三年十一月五日に承認があり、大臣は一九六二年 of the Town and Country Planning Act, (1962) section 41 (1) に従い承認を受けた建設認可は同法第三編に基づき認可されたと考えられるべきものである。関係地方当局及び郵便局は被告の計画していることは熟知していたが、原告に対しては何等の通知もなく、又、被告の工事が一九六三年十一月になり、それに気がつくまで、当該計画については原告は何等知らなかった。他方、被告は原告のアンテナ塔の存在及びその用途につき十分に知っていた。

空中高圧線建設工事は大臣の承認がおりるのを待って直

ちに開始された。一九六三年十一月中に原告の使用人がアンテナ塔に近い地点で新しい高圧線用の鉄塔の一つの土台が掘ってあるのを発見した。この一事で原告は大いに驚いた。

一九六三年十一月二〇日、原告の支配人は被告に手紙を送り、その中で空中線が接近しており、そのために中継組織の妨害が予測しうる旨の苦情を述べ、もしこの妨害が発生した場合には、その排除するために如何なる手段をも採るであろう旨をのべた。被告は妨害を排除すべくあらゆる努力を惜しまないことを原告に保証した。工事は継続し、空中高圧線は完成した。この高圧線は最短の場所でアンテナ塔から約一六九フィート以内のところを通過することとなった。近接する二本の新塔はアンテナ塔からそれぞれ二〇〇〜二五〇フィートの距離を走っており、一本はアンテナ塔のおよそ北々東、他は西北西に位置している。

この電線の建設費は総延長四、〇三〇ヤードに対し、概算£二〇、二〇〇であった。Bridlington corporation が当初計画したルートによる総延長七、二六〇ヤードの建設費は約£三六、〇〇〇となったと考えられる。同一の長さの電線を空中線ではなく完全に地下線にした場合のコストは£一〇〇、〇〇〇以上と見積られる。

原告のアンテナは指向性のあるものである。即ち、目標

とされた特定の方向よりの電波に対しては特別敏感に働き、又は、その他の方向からの電波に対しては感度がにぶい様に作られている。この様なアンテナの指定方向は "line of shoot" として知られているものである。原告のアンテナ塔には二ヶのテレビアンテナが設置されている。即ち、その一つは Holme Moss の B. B. C. テレビ電波受信で、他の一方は Emley Moor の Independent Television 放送局の電波受信用である。これ等、テレビアンテナの方向指示は本訴訟においては、ほぼ同一のものと考えることができる。即ち、線はテレビアンテナ塔よりおおよそ南西の方向に走っている。

被告の高圧線は原告の鉄塔を通過するあたりで、だいたいいテレビの方向線に沿って平行に約半マイルの間、北東及び南西に走っている。高圧線はその後、更に南方寄りとなり、テレビ塔から四分の三マイルちょっとの所に位置し電力鉄塔のところでテレビ方向線を横断している。この高圧線は三フェース五〇サイクル六六kVの電流を供給するように設計されていた。それは、格子型の鉄塔でささえられていた。その伝導体は五ヶのそれぞれ一連のガイシが連らなっているじゅずつなぎの数連のガイシにより高圧線を

ささえている。

もし、原告がアンテナ塔を建設する以前に被告の架空高圧線が施設されていたならば、当然に、別の場所にアンテナ塔の建設地が選ばれていたであろう点を示されていた。原告は高圧線が原告の営業に妨害を惹起しないという被告の所信を受け入れなかった。一九六四年五月四日に令状を請求し、被告が原告のアンテナ塔でテレビ及びラジオの放送を受信するのに妨げとなるような高圧線の操業を制限するために、差止め令を請求した。

中間的救済を求めた原告の申立に基づき判決もしくは別途指示あるまで、原告の代理人の立会で、又、両者が合意したときに試験を行う以外は送電をしないことを約束した。この保証は訴訟が提起された時点においても依然として有効であった。審理に於いては、仲裁付託書及び証拠の何れもテレビの放送に対する妨害にのみ限定せられている。証拠が提出され、先ず鉄塔の影響に於いては明らかに無害であることが明白化され、次いで、実際にその線に送電が行われた。テストの結果については、とりあげられたテストでは空気が乾燥している場合の妨害は、極微であるが、テストの終る間近になって降った少量の雨の影響で Holme Moss 局からの送信をアンテナ塔を経由して受けた映像の

程度は可成り悪質のものであった。この妨害は雨が降り続くに従い、約三〇分後には減少を始め、約二時間後雨が本降りになった時には解消した。普通の家庭用テレビアンテナを使っていた二人の証人によってほぼ同一の妨害を経験したという証拠が出されたが、その妨害は被告の高圧線とは何らの関係もないという点で法廷を納得させた。

判決に引用された事例に加えて左記の諸判例が審理中引用された。Manchester Corporation v. Farnworth (1930) A. C. 171; London, Brighton & South Coast Ry. Co. v. Truman (1885) 11 App. Cas, 45, H. L.; Dunne v. North Western Gas Board (1964) 2 Q. B. 806; Charing Cross Electricity Supply Co. v. Hydraulic Power Co. (1914) 3 K. B. 772; Green v. Chelsea Waterworks Co, (1894) 70 L. T. 547; National Trust v. Midlands Electricity Board, (1952) 1 All E. R. 298.

(判旨)

一九六四年十二月一日 Buckley 判事は事実を調べ、証拠を研究し以下の如き見解にたたれた。証拠は決定的でないにしても、妨害は一つまたは幾つかの高圧線に関する原因に基ずくものであり、全ての電線が影響を与えている一般的な状態によるものではないこと、又、妨害は可成りの

程度のものであり、普通の絶項の条件の下で、新しく、且つ、清潔なガイシから起る漏電から予想されるものとは比較にならぬ程高いものであること、他方、これは一種の「乳歯の生える時のかゆみ」としても言現わすことが適当かと思われる架空高圧線が新しいことからくるものであること(このようなケースはないわけではなく、通常、短期間送電した後に解消するか、または修正できるものである)。また、この障害は経験的に、電線にグリスを塗ることにより、改良し、漏電を妨ぐことができる等々のおよそ証拠は正否半ばとするところであると思われる。可能性を検討すると、テストが行われていた間に原告が経験した妨害は、被告の高圧線によるものであるが、しかし、これは修正可能なものであると考えられる。被告の本法廷に対してする保証をしているため、被告はテスト以後においては、その線に送電する機会がなかった。そのためにその線に再送電が実施されるまでは、被告が電線に存在するかもしれない欠陥を発見することは実際上不可能であり、従ってこの欠陥を直すことも実行不可能であった。しかしながら、被告は、その電線から惹起される全ての妨害を除去するためには全ゆる努力を尽すことを原告に約束していた。被告がその約束を果すために最善の努力をすることを怠るであろう

と予想しなければならぬ理由はない。

然しながら、原告は高圧線が原因となり、送電された場合に、惹起されるかもしれないと懸念される様な、ニューサンスの結果としてのいかなる損害をも蒙っていない。結果的に、原告は現状においては、ニューサンスにおける訴訟に対し完全な要件を具備するには至っていない。この訴訟は損害防止訴訟である。私の判断としては、諸事実を考慮すると、本法廷が損害防止訴訟手続で、法廷の命令なしに被告が自発的に行おうとしている手段を差止命令により強制し、原告を救済することは不当であると考ええる。

差止命令を拒絶する代りとして、通常ニューサンスが現存して、その除去に時間がかかるような場合において、時々とられている手続、すなわち差止命令を発するが、適当な期間、その実施を停止する方法が与えられることには疑いがなく、あり得る。しかし本件のような事件においては、事実からして、被告が不法性を有していることが未だ明らかにされていらないような場合にはこの方法も適当とは考えられない。

このことで、本件を取扱うに十分な条件が揃ったとは思われるが、しかし、すでにのべてきた諸点につき、如何なる誤ちをも犯さないために、本件に関し、私の面前に十分

に描き出されている他の別の面について、私の見解をのべるべきものと考ええる。すなわち、高圧線が原告のアンテナ線に惹起す妨害が根絶不能なものと仮定し、又私がのべてきたところとは反対に、妨害が修正可能であるとの想定が見当違いであった場合、原告は果してニューサンスについて請求を継続して成功し得るかどうか。

もしもテストの期間中、原告が経験し得たその種の妨害が、しばしば再発すると仮定すれば、原告の事業は損害を蒙ることはありうることである。もしもこの様な損害が確實で、且つその損害が継続し、もしくは頻発する見込みがあるものとする、原告はニューサンスによる裁判を提起することができる理由が与えられるのであろうか。

原告側で論じているのは、テレビ電波の受信は、現在、土地の通常の利用であり、テレビ放送の満足な受信を妨害するか、停止する結果となる様な漏電を惹起する事は、その所有者により近隣の土地の合法且つ合理的な享有を不当に妨害しているという点にある。もしも、その妨害がはなはだ重大な性格を帯びている場合には、二点又はそのうちの一点からして、訴訟可能なニューサンスの程度にまで達するものとも言われている。すなわち、その二点とは、近隣の土地の有益なる使用を妨げるのが一点、他は、その土

地の価値に影響を与えることである。

被告の主張するところによれば、原告が中継のために使用しているアンテナ塔は電波妨害に対し異常に高度の抵抗性あるものであることが要求されており、単にアンテナのみがこの種の妨害に高度の感受性を有しているのではなく、原告の事業自体が家庭用のアンテナを利用する通常の聴視者よりも高度の電波妨害を排除するフリーの性能が要求されるものである。

私は機会を与えられて、テレビ受像が家庭生活において極めてありきたりの一面となつた事実を法的に認める立場にある。証拠によれば、各地方で受信された映像の性能が、主として地理的な理由ではなはだしく相違していることは明らかである。受信する電波が微弱であれば、妨害による影響はそれに比例して重大なものとなる。すなわち、必要な電波が強ければ強い程、スクリーンに現われる妨害は少ない。逆に必要な電波が弱ければほんの微弱な妨害でも映像を悪化せしめるものである。

家庭におけるテレビ受信に関し、法的な認定を行うに当たって私がとつた立場は次の通りである。すなわち、テレビはその番組に教育的、政治的な、もしくは、厳格な意味で且つ娯楽的な要素のみでない他の要素を含んでいることは

事実であるにせよ、ほとんど圧倒的に娯楽的なものと見做されるべきもので構成されている。厳密に教育的とされる番組は私の考えるところでは、一般家庭向ではなく、家庭ではあまり見られてはいない。

私がこれらの事実と言及するのは、私の判断では、仮に自宅のアンテナによる普通の受信機がうまくゆかないからと言って、原告がニューサンスに依る損害賠償請求には勝訴しないと考えるからである。すなわち、判例によれば、普通の財産（土地）の使用により隣接者が通常にその財産（土地）を享有することを妨害しないし、又、しないであらうと思われる場合には、法的にはニューサンスを構成しないところがある。私は次の言葉を引用する。「人は仮に、商用のためか、又は娯楽のためかにより、自分の土地を特殊の目的に利用することにより、その隣接者の責任を増加せしめることはできない。(Eastern & South African Telegraph co. v. Cape Town Transways Corporation, Ltd. (1902) A. C. 381, 313)」

Robinson v. Kilvert (1889) 41 Ch. D. 88, P. C 事件における Cotton L. J. は以下の如くその原則を述べている。もし人が自ら、有害行為を行ったり、又は妨害が隣人の財産の通常の利用もしくは享受を妨害した場合、それは

ニューサンスである。しかしそれ自体有害ではない行為を行ふことや、又、人生の通常の享樂または居住、商業いづれの目的のため財産の通常の使用を妨害していないような場合において、ニューサンスとされたケースを引用することはできない。

電波妨害の一般化は、私の判断では Cotton L. J. が考えている意味では「有害」には該当しない。ここで問題とされているような妨害が、生活の通常の享有もしくは耐えうるニューサンスとなるような種類の住宅又は商業の目的に原告の財産を通常に使用することを妨害する原因となることと判断することが可能であろうか、否か。

勿論、財産から受ける恩恵を享受することに悪影響を与えるものが法的なニューサンスを構成するものとして扱われた事例は数多く存在する。しかし、いずれの場合にも、純粹な娛樂に関する妨害が法律的にニューサンスと判示された事件は一例もなかった。健康と肉体上の安樂さ、幸福等に対する配慮は、娛樂面への配慮とは相異なるレベルにあると思われる。かと言って、私の如く如何なる場合でも單純に娛樂的機能においての妨害は裁判でニューサンスとして問題となり得ないと主張しているかの如くとられたことはない。すなわち、他の事例を挙げるなら、この様な妨害

も Bruce 卿が、有名な Walter v. Selfe (1851) 4 De G. & Sm. 315. 322 事件の判決において、引用しているとおり、当該土地の近隣の所有者が、その土地を有効に使用し、且つ恩恵を受けることが減じたとして法律で保護を受ける事が必要となる程度の範囲であると云われる場合もある。

しかしながら、私自身としては、現状において、たとえ仮に、それが繰り返し発生し、又は、断絶的に、時々発生するような電波妨害なしにテレビを受像する能力が、普通の家庭人がその所有地の恩恵を享受するものの部分で、はなはだ重要性を有するので、そのような妨害は法的なニューサンスとみなされるべきだとは考えない。多分特に、仮にこのような妨害が二つある中の一つの番組にのみ影響を与えるのみだとしたら、特に前記の通りである。

かような次第で、仮にテスト中に存在した条件が原告のアンテナ塔の所在地にある自分自身の家の屋上に据付けられたアンテナを経由し家主が受信した場合と同一の効果をスクリーン上にもたらしたと仮定しても、これが即ち訴訟可能なニューサンスを構成し得るとは考えられない。

事実、テスト期間中に、通常の家庭用アンテナを使用してテレビ電波を受信した Bridlington の居住者で、原告の経験した様な種類の妨害を多少でも経験した人は一人の

証人の例を除いては存在したという何等の証拠も提出されなかったし、またその例外の場合の妨害は原告のスクリーンで観察されたのとは異っており、私の判断するところでは、多分、被告の高圧線とは何等の関連もなかったとみなされるものである。

自家の屋上で一般に行われている方法で据え付けられた通常の家庭用アンテナの使用が受信する電波が、原告がそのアンテナ塔の頂上に据え付けた大きな方向指示性あるアンテナを経由して受信した電波と同一若くは類似の程度の電波であったと証明する証拠は提出されていない。しかしながら、たとえ仮に私はこの点につき原告側の主張が正しいとしても、前述の理由から、通常の家庭用アンテナの使用が家庭娯楽のために受信するという事はニューサンズとしてのクレームは認められないであろうとの意見を私は持っている。

原告の申立は家庭的楽しみに対する妨害に關してではなく、その事業が妨害されるという点にある。しかし、その事業が成功をおさめるためには電波妨害から極めて例外的に免かれ得る事が要求される。本事業成功のためには、一般の家庭で自分自身のアンテナを経由してうるよりも、優れたサービスを、原告得意先に提供し得ねばならない。

Holms Moss からの B. B. C. 放送を受信するためには原告が使用しているアンテナは同一地域内に存する家庭用アンテナの感受性に比較して妨害に対し感受性が強かったという事実は、私には納得のゆくようには説明されていない。しかし、原告の事業は、私が指摘していた如く、極めて敏感なものであることは明らかにされた。この特殊な事業のためのアンテナ使用は、私の判断では Robinson v. Kilvert (1889) 41 Ch. D. 88 P. C. 事件で、原告の事業が熱効果に極めて弱かったというのと全く同様であると考えられる。

この判決の中で初めにのべた諸理由と同様に、これらの理由により、私は原告が本訴訟で勝つ見込みがあるとは思わない。

私に興味を惹かせた各種の判例については、米国における興味ある二例に關する裁判所の判決以外には特に詳述する必要もないものと思う。Amphitheaters Inc. v. Portland Meadows, (1948) p. 198 2 d 847. 事件において、屋外映画館の持主である原告は、被告が近くの農地に投光照明を施し、原告の事業に損害を与えることを停止せよとの救済を要求した事件があった。原告のニューサンズの主張は、オレゴン高裁で彼自身の事業の不安定な性格を理由として敗

訴した。本件における判決理由は、Robinson v. Kilvert 41 Ch. D. 88 事件と同様であった。本訴訟に関して私が採ったのも同様の理由である。

ワシントンの高裁における Walla Walla Cauntry の上級裁判所からの上告に基づく Phillippay v. Pacific Power & Light Co. (1922) 207 p. 957. 事件においては、電線の所有者たる原告が、被告会社の所屬たる空中送電線から電流が電線に誘導され、その機能が悪影響を受けたという事例である。この問題は原告の電線側で改良修正しうるものであった。すなわち電線は使用電流の循環すべき戻り線なしの片道線で建設せられていた。これが「金属化 (Metallicised)」すなわち、戻り線を得る事により解決されたのである。各種裁判例中、法廷が引用し、且つそれに従ったのは Eastern & South African Telegraph Co. v. Cape Town Tramways Corpn Ltd., (1902) A. C. 381 で当該訴訟は却下された。

私の到達した結論に関して、電力の供給に関する国家的権力及び義務に関する議論の部分は触れる必要があるとは考えられない。

しかしながら、私は次のことを付言すべきものと考ええる。すなわち、原告及び同一条件にある者はニューサンスにお

いては法律的な救済方法が存しないかもしれないが、如何なる方法も残されていないと言うわけではない。一九四九年の無線電信法第二編 (Part II of the Wireless Telegraphy Act, 1949) によれば、無線電信に関し起り得べき妨害につき規定を制定する権限が郵政局長に与えられている。高圧線に関しては、未だこのような規則は定められていないが、本件においては原告が主張した如くに、もしも空中高圧線が事実上起り得べき妨害の原因たり得るならば、要求があった場合、郵政局長が法律に基づき与えられている権限に基づいて、その様な電力線に関する規則を制定しうるわけである。私は、原告のコモン・ロー上の権利を何等関係のないものとしてのべたのではなく、単に本件で原告が恐れている種類の損害については議会が保護の取付けに必要な手段を常に提供してきたということを示したからである。

これ等諸理由に基づき、私は原告の敗訴を宣言する。

却下

(解説) 原告は二つの放送局から発信されてくるテレビ及びラジオの電波を受信し、電波が弱い地域の住民との間で、その電波の中継を業としていた。被告は、その地方の電力不足を充足するために、新しい高圧線を引き、電力

を送電する施設を建設した。その高圧線の影響で、原告の行っている中継業務が妨害をうけることが予測され、原告は被告の送電を差止めべく、裁判所に、ニューサンスに基づく差止命令を請求した事件である。

今日、我が国においても、一般家庭でのテレビの急激な普及、工業施設の機械化、それに加えて、都市行政の不備から産業地域と住宅地域と共存からくる相隣者間の電波妨害、又、建築物の鉄筋による高層化に伴い、中高層ビルの谷間でのテレビ電波受信の不能化等の人為的な電波受信妨害が表面化(朝日新聞昭和四十二年一月二十三日)してきている関係上非常に興味ある判例である。

(1) ラジオ、テレビ電波妨害とニューサンス——騒音、震動、臭気、煤煙等により、土地占有者の便宜、慰安、平穩等が積極的に妨害せられることを、英法においては、不法行為法の一類型としてのニューサンス(Nuisance)の典型的な例とされている。

では、本件におけること、ラジオ、テレビ電波の受信行為が妨害された場合、ニューサンスの対象となるか否か。

本訴訟において、原告の差止命令請求の原因として問題となっているニューサンスについて古来より正確な定義を

下すことは不可能であると言われている。(なおニューサンスには公的ニューサンスと私的ニューサンスとの二種類があるが、本訴訟においては私的ニューサンスが問題となっている関係上、公的ニューサンスを除外した意味で取扱う。)すなわち、

(一)ニューサンスとなる侵害が広汎であり、その範囲が時代の変遷と共に増減し、変化していること、(二)訴訟形式を中心として発展してきたため、ニューサンスとトレスパス(Tresspass)とが錯綜しながら発展してきた等の理由から、完全に妥当性ある普遍的な定義を下し観念を明確にすることが不可能とされてきた(拙稿「ニューサンスについて」駒沢大学法学部紀要23号、「ニューサンスに於ける差止命令」駒沢大学法学部紀要24号)。しかし、古くはブラックストーンがニューサンスとは「他人の土地、保有地、又は相続財産(不動産)に対する害や困惑を与えるすべてを云う」としている(Blacks. Commentaries on the Law, III, p. 216)。又、サーモンドは「①土地に從属する地役権や、他の利益権の不法なる妨害と、②他人の土地へ有害なものの放散を不法に惹起し、または許容しておく行為」をニューサンスとしている(Salmond, the Law of Torts, ton, p. 216)。ウインフィールドは「ニューサンスとは、自己又は他人の土地、又はその土地に関連した権利の使用、享有に對する不法なる妨害である」としている(Winfield, The Law of Torts, 7th ed. p. 391)。これらの諸見解から、ニューサンスとは、土地の使用、享有の不法な妨害を意味していると言ふことは誤りではあるまい(Clerk & Lindsell, on Torts, 12th ed. p. 636; James, General)。

以上の点から、被侵害利益は、土地に附帯した何等かの利益であり、侵害行為は、有害物の放散、流入という積極的侵害を原則とするものである。しかるに、本件における原告の主張は、土地に附帯する建物の快適さと便益に対する妨害である点においては、原則たる（真正の）ニューサンスと共通しているが、しかし、他人の土地を通り到来する電波を受信することを妨害せられた点が問題となっているのであり、前記の積極的妨害とは言いえないものである。

この点において、日照、通風妨害と同一部類に属するものと考えられる（日照、通風妨害と異なりテレビ受信妨害は映像の修正又は妨害の除去が比較的可能である）。また、他人の土地を横切って日照、通風をうける権利は、土地の自然的範囲として当然に付随するものではないとの考えがとられている（日照妨害に関するSalmond, op. cit., pp. 224-225）。したがって、ニューサンスにおける例外的（？）な被害法益であるとし、加害者に積極的な害意があるか、または、甚だ重大な侵害を惹起していることが要求されている。とすると、本件における妨害も、加害者に積極的な害意があるか、または甚だ重大な性格を帯びていることを要することになる。しかるに、本件において、被告の害意およびその妨害の重大性が否定された。したがって、原告の中継組織を利用しない一般家庭での映像と比較し、いちじるしい障害が認められた場合

には、異なった結論に到達したのではないかとの予測がなされる。

(2) テレビ電波受像と感受性——ニューサンスは、土地の使用、享有の利益を不当に妨害するものであるが、それ等の利益に対して、侵害が実質的(Substantial or material)であり、且つ非合理的(不相当 Unreasonable)であると認められた場合に被害を受けた土地所有者は救済を求めることができるのである。

すなわち、加害者の行為がニューサンスとなるか否かを決定する基準の一つは「合理的に行使したか否か」である。この合理性の判断基準として、被害者の感受性を考えなければならぬ。すなわち、被害者、被害物の有する感受性の程度により、被害の発生程度や度合が異って現われることは自明のことである。合理性を判断する場合、被害者や被害者の財産の異常な感受性を考慮に入れるべきではない。なぜならば、ニューサンスについての多くの判例の中で繰り返し主張されている「他人の物を害しないように汝の物を使用せよ(Men must bear them as best they may)」との法諺の意味は、単に、他人の財産を侵害して、自分の財産を使用することは、決して許されるべきではないという意味だけのものではない。すなわち、加害者が自

分の利益のため、自分の意思にもとづき、自分の財産を合理的に使用することをいう、加害者が有する私的自治活動の自由の特権は、被害者が有する財産権不可侵の特権に劣らず重要性を有するものである。従って、この点から、被害者又は被害物が有する感受性が、通常人又は通常のもものが、その置かれている環境において被害者と同程度に不快、困苦、不便を感じるか否かを標準とし、判断しなければならぬ。すなわち、被害者と加害者との関係は社会共同生活体における相互依存的な関係であり、「世の中は持ちつ持たれつである(Live and let lived)」その間においてはバランスが保たれなければならない。このことから、異常な程敏感な鼻や耳を有するものの如く、特別な感受性の高い状態にある人が不快、不便を感じたとしても、通常はニューサンスとして救済を受け得ない。

財産に関する、異常な感受性のケースとして *Robinson v. Kilvert* (1889) がある。この事件の概要は次の通りである。被告は原告に地上の部屋を賃貸して地下室は自分が使用していた。被告は、家業である紙箱製造の目的のために、部屋を熱し、空気を乾燥することを必要としていた。被告は地下室を熱した。その結果、原告が賃借していた部屋の床も同時に熱せられた。そのために、その部屋に原告

が貯蔵しておいた褐色の包装紙の価値が減少してしまった。しかし、原告が使用している労働者達には大した害は生じなかった。裁判所は、被告にニューサンスとしての責任は無い旨を判示した。すなわち、原告のように、非常に感受性の高い物を取扱っている者は、他人の合法的行為により、そのデリケートな品物のみ侵害せられた場合、通常感受性の有する品物が妨害せられない限り、ニューサンスとしての救済を受けることはできないとの見解を示した。

Cotton L. は「人は、それ自体有害であるか、又は妨害が隣人の財産の通常の利用、享有を妨害した場合にのみ、ニューサンスである」(但し、本件においては、*Buckley* は、被告のテレビ電波妨害は *Cotton L.* が示した意味での「有害」には該当しないと判示した。)と述べている。被害者がこうむった不快、困惑、不便というものが、平均人、平均的物を基準として判断せられるものである。

本件において原告が主張するテレビ電波の妨害は、土地の平均的な享有、通常の享有と言いうるものであろうか。この点について、*Buckley* は、原告の行っているテレビ電波の中継業務のための受信は、極めて感受性が高いものと判断し、原告の事業が成功をおさめるためには、電波妨害から極めて例外的に免かれることが要求せられる旨を

主張し、中継業務は特異なものである点を判示した。又、この点に関しては前記 Robinson v. Kilvert 事件における原告の事業が熱効果に弱かったという点と全く同様に考えられる旨を述べている。このことは「人は仮に商用にせよ、娯楽にせよ、自分の土地を特殊の目的に利用することにより、その隣接者の責任を増加せしめることはできない」のである (Eastern & South African Telegraph Co. v. Cape Town Tramways (1902) A. C. 381. 393)。

被害者にも、自分の財産を通常の状態で行使し、享有する権利を有しているが、しかし、それ以上には有しない。異常で並外れた特別の請求は法律上保護せられないものである。(Salmond, op. cit., pp. 191-192, Winfield, op. cit., pp. 399-400
Brookes, an outline of the Law of Contract and Tort, pp. 185-189)

しかし、Hollywood Silver Fox Farm, Ltd. v. Emmett (1936) 事件では、極度の感受性を有するものに対する妨害に、裁判所は差止命令を許可し、損害賠償を認めた。事件の概要は、原告所有の繁殖期にある、銀ギツネを驚かせる目的で、原告所有の土地の境界線近くにある被告所有の土地で、被告はけんかの恨みの報復行為として故意に銃を発射した。ギツネは繁殖期にあたるために極度に神経質になっていた。その結果、多大な損害を惹起した事件である。

被害物が高度の感受性を有しながら差止命令、損害賠償が認められたことは、被告の主観的要態たる「悪意の動機」が被告の行為を非合理的なものとしているためである。

(Bridford v. Pickles 事件のように被告に「悪意」があつてもニューサンスとされない場合があり、「悪意」はニューサンスにとり避けがたい、本質的な要素であるとは断言できない)。特に、同一のテレビ電波受像妨害でも、本件と異なり、テレビ電波受像の可能な地域内において惹起した場合、例えば、鉄筋による中高層建造物の影となり、又は高速道路が原因となり、電波が微弱となり、障害を生じ映像不可能となり被害を蒙った場合に、感受性のみを理由として本件と同様の結論には到らないであろう。むしろ、テレビの社会的役割又は社会生活上の位地から考え、何らかの形で救済をはかることが妥当とされるのではなからうか。(今日テレビは生活の一部となっている關係上、金銭賠償は勿論のこと、隣接する鉄筋高層建造物上にアンテナを設けるべく空中地上権の設定を達成しての本案の救済が可能となる場合もあるのではなからうか。)

以上のごとく、本件は感受性をニューサンスの要件たる非合理性の判断基準としたが、しかし感受性そののみでは判断しえないことは過去の判例からも自明のことである。

(3) 差止命令——原告のこうむる妨害は、裁判まで、再送電せぬとの被告の保証により、修理を行う機会がなかつ

たことに起因する。被告側の高圧線の修正可能な欠点によるもので且つ被告はその高圧線による妨害を排除することに、あらゆる努力を惜しむものではないという事実からして、損害妨害訴状により、被告の操業の停止を命ずることは誤りである。

又、事実上、ニュースランスの存在が証明されていない場合に、差止命令を発し、適当な期間、操業を停止させることは適当ではないとの見解を本判決において採用している。

以上